

福岡県公報

令和八年六月三十日
第七百七号
増刊
②

目次

規則 (第四十一号―第四十三号)

○福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事課) ……………一

○福岡県特別職の職員の給与等に関する条例別表第三第二号の規定に

基づく宿泊費基準額を定める規則

(人事課) ……………二

○福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則等の一部を改

正する規則

(子育て支援課) ……………三

規則

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年六月三十日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十一号

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和三十二年福岡県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「第十七条」を「第十七条ただし書」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

条例第十七条に規定する規則で定める額は、別表第四の宿泊費基準額表に定めるところによる。

第十五条第一項中「方法と」を「方法とし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運

送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行つた各号の規定により算定した額の合計額と」に改め、同項第三号ただし書中「第一号の規定により算定した額」を「取得した見積額」に改め、「とする」の下に「(現に運送を行つた各号の規定により算定した額を合計する場合にあつて、第一号の規定により算定した額と合計するとき、この限りではない。)」を加える。

第二十一条中「別表第四、別表第五及び別表第六」を「別表第五、別表第六及び別表第七」に改める。

別表第二の五の項、八の項及び九の項中「第十三条」を「第十三条第二項」に改める。

別表第三中「~~海十川~~」を「~~海十川~~」に改める。

別表第六を別表第七とし、別表第五を別表第六とし、別表第四を別表第五とし、別表第三の次に次の表を加える。

別表第四(第十三条関係)

宿泊費基準額表

区分		宿泊費基準額(一夜につき)
北海道		一五、〇〇〇円
青森県		一二、〇〇〇円
岩手県		一〇、〇〇〇円
宮城県		一二、〇〇〇円
秋田県		一一、〇〇〇円
山形県		一〇、〇〇〇円
福島県		九、〇〇〇円
茨城県		一一、〇〇〇円
栃木県		一一、〇〇〇円
群馬県		一二、〇〇〇円
埼玉県		一六、〇〇〇円
千葉県		一七、〇〇〇円
東京都		二一、〇〇〇円
神奈川県		一六、〇〇〇円
新潟県		一六、〇〇〇円
富山県		一一、〇〇〇円
石川県		一〇、〇〇〇円

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部法務・県民情報課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕〒810-0011 福岡市中央区高砂一丁目6番19号 株式会社西日本高速印刷 (電話 092-531-1766)

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例別表第三第二号の規定に基づく宿泊費基準

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

福岡県	一〇、〇〇〇円
山梨県	一三、〇〇〇円
長野県	一三、〇〇〇円
岐阜県	一三、〇〇〇円
静岡県	一二、〇〇〇円
愛知県	一二、〇〇〇円
三重県	一二、〇〇〇円
滋賀県	一一、〇〇〇円
京都府	二〇、〇〇〇円
大阪府	一六、〇〇〇円
兵庫県	一七、〇〇〇円
奈良県	一二、〇〇〇円
和歌山県	一一、〇〇〇円
鳥取県	九、〇〇〇円
島根県	一二、〇〇〇円
岡山県	一四、〇〇〇円
広島県	一四、〇〇〇円
山口県	九、〇〇〇円
徳島県	一〇、〇〇〇円
香川県	一五、〇〇〇円
愛媛県	一二、〇〇〇円
高知県	一二、〇〇〇円
福岡県	一七、〇〇〇円
佐賀県	一一、〇〇〇円
長崎県	一三、〇〇〇円
熊本県	一四、〇〇〇円
大分県	一一、〇〇〇円
宮崎県	一一、〇〇〇円
鹿児島県	一一、〇〇〇円
沖縄県	一一、〇〇〇円

額を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和八年六月三十日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十二号

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例別表第三第二号の規定に基づく

宿泊費基準額を定める規則

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十八年条例第十七号）別表第三第二号の規定に基づく宿泊費基準額を別表のとおり定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

区 分	宿泊費基準額（一夜につき）	
	知事 副知事	その他の特別職
北海道	三〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
青森県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
岩手県	二〇、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
宮城県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
秋田県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
山形県	二〇、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
福島県	一八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
茨城県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
栃木県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
群馬県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
埼玉県	三三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
千葉県	三四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
東京都	四二、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
神奈川県	三三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
新潟県	三三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
富山県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
石川県	二〇、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
福井県	二〇、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
山梨県	二六、〇〇〇円	一七、〇〇〇円

福岡県規則第四十三号

令和八年六月三十日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

長野県	二六、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
岐阜県	二六、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
静岡県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
愛知県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
三重県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
滋賀県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
京都府	四〇、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
大阪府	三二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
兵庫県	三四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
奈良県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
和歌山県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
鳥取県	一八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
島根県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
岡山県	二八、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
広島県	二八、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
山口県	一八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
徳島県	二〇、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
香川県	三〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
愛媛県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
高知県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
福岡県	三四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
佐賀県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
長崎県	二六、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
熊本県	二八、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
大分県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
宮崎県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
鹿児島県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
沖縄県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則(平成十八年福岡県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「三十五人」を「三十人」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第二項各号及び第三項第二号により置かなければならない保育士の資格を有する者については、一人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)(又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障がい児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。))をもつて代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第五条第二項の表一の項中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削る。

附則第三項中「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を加える。

附則第七項の表附則第三項の項の前に次のように加える。

第三条第五項	第三条第二項第一号により置かなければならない保育士資格を有する者	特定理学療法士等
--------	----------------------------------	----------

附則に次の一項を加える。

8 第三条第五項及び附則第六項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者(同条第五項ただし書の規定による支援を行うものを

除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和六年福岡県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「当分」を「令和十年三月三十一日まで」に、「第三条第一項第一号の規定は、適用」を「（次項において「新規則」という。）第三条第一項第一号の規定（満三歳以上満四歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用」に、「第三条第一項第一号の規定は、この」を「（次項において「旧規則」という。）第三条第一項第一号の規定（満三歳以上満四歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、この」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新規則第三条第一項第一号の規定（満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、旧規則第三条第一項第一号の規定（満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する認定こども園における一学級の子どもの数については、第一条の規定による改正後の福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則第三条第一項第二号の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。